

# 竹富町景観条例施行規則

平成25年 9月26日

規則第14号

改正 令和 4年10月28日規則第19号

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 景観計画区域内における届出等（第4条—第17条）

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第18条—第23条）

第4章 景観まちづくり活動の支援及び推進体制等（第24条—第30条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び竹富町景観条例（平成25年竹富町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第4号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣（生け垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもの
- (2) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、公告塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、その他これらに類する遊戯施設
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント

その他これらに類する製造施設

- (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (11) 電気供給又は有線電機通信のための電線塔、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの
- (12) 汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これに類する施設
- (13) 太陽光発電設備・風力発電設備類
- (14) 墓園類

（行為の規模の算定基準）

第3条 法第16条に規定する行為の規模の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の高さは、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までとする。
- (2) 建築物の面積等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準じて算出したものとする。
- (3) 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとする。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとする。

## 第2章 景観計画区域内における届出等

（景観計画区域内における行為の届出）

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、竹富町景観計画区域内行為届出書（第1号様式）により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、竹富町景観計画区域内行為変更届出書（第2号様式）により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

（事前協議書の提出）

第5条 条例第14条第1項の規定による事前協議をしようとする者は、竹富町景観計画区域内事前協議書（第3号様式）を提出するものとする。

2 事前協議書には、別表1に掲げる図書その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、別表1に掲げる図書の添付が必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

（適合通知）

第6条 町長は、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく竹富町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、竹富町景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（届出及び勧告等の適用除外）

第7条 条例第14条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該建築物の建築面積が10平方メートル未満のもの
- (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該建築物のうち外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の1/2未満のもの
- (3) 第2条に掲げた工作物の新設、増築、改築又は移転で、別表2に掲げるもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、別表2に掲げるもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が1/2未満のもの
- (5) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為は、その規模が、500平方メートル未満若しくは法面の高さが3.0メートル未満のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと町長が認めるもの

2 条例第16条第2号の規則で定めるものは、仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等とする。

3 条例第16条第3号の規則で定めるものは、別表3に掲げるものとする。

(景観審議会への意見聴取)

第8条 町長は、条例第14条及び第18条の規定による助言・指導・勧告又は命令を行おうとするときは、必要に応じて竹富町景観審議会等に意見を聴くことができる。

(届出をした者に対する勧告)

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等勧告書(第5号様式)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第10条 法第16条第5項に規定する通知は、竹富町景観計画区域内行為通知書(第6号様式)により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、竹富町景観計画区域内行為協議書(第7号様式)によるものとする。

(変更命令等)

第11条 法第17条第1項の規定による命令は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等命令書(第8号様式)によるものとする。

2 法第17条第4項に規定する通知は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(第9号様式)によるものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、竹富町景観計画区域内行為原状回復等命令書(第10号様式)によるものとする。

4 法第17条第7項に規定する報告は、竹富町景観計画区域内行為状況等報告書(第11号様式)によるものとする。

5 法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、竹富町職員服務規程(昭和55年竹富町訓令第6号)第30条に規定する身分証明書とする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第12条 町長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、竹富町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(第12号様式)により、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(指導)

第13条 条例第16条第1項の規定による指導は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等指導書(第13号様式)によるものとする。

(公表する事項)

第14条 条例第18条第4項に規定する公表は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 建築行為等の対象行為、位置及び区域
- (3) 事実の経緯

2 公表は、告示及びその他の方法により行うものとする。

(要請)

第15条 条例第19条の規定による要請は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等要請書(第14号様式)によるものとする。

(塗装行為の承認申請)

第16条 条例第20条に規定する塗装行為の承認申請は、竹富町景観計画区域内塗装行為承認申請書(第15号様式)によるものとする。

2 町長は、前項の申請書を審査した結果、承認したときは景観計画区域内塗装行為承認通知書(第16号様式)により、不承認のときは景観計画区域内塗装行為不承認通知書(第17号様式)により申請者に対し通知するものとする。

(完了届)

第17条 条例第21条に規定する完了届は、竹富町景観計画区域内行為完了届(第18号様式)によるものとする。

### 第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案等)

第18条 法第20条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の提案又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書(第19号様式)により行うものとする。

2 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等指定の提案に係る結果通知書(第20号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知等)

第19条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(第21号様式)により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を表示したものとし、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定の年月日

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可)

第20条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書(第22号様式)により行うものとする。

2 町長は、前項の申請に係る許可をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可等通知書(第23号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知)

第21条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(第24号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等管理協定の許可の申請等)

第22条 法第36条第3項の許可の申請又は法第40条において準用する法第36条第3項の変更許可の申請は、景観重要建造物等管理協定(変更)許可申請書(第25号様式)により行うものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、許可するか否かを決定し、その旨を景観重要建造物等管理協定（変更）許可決定等通知書（第26号様式）により申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第23条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届（第27号様式）により行うものとする。

#### 第4章 景観まちづくり活動の支援及び推進体制等

（助成等の申請及び交付）

第24条 条例第27条に規定する助成等を受けようとするときは、竹富町風景づくり活動助成等申請書（第28号様式）により次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請を行うものとする。

- (1) 助成等を必要とする活動内容を記した実施計画書
- (2) その他町長が必要と認める事項

2 風景づくり活動助成等の種類は、風景づくり活動経費に対する助成、風景づくり活動の実施に必要な材料等への助成等とし、助成金の交付額等は予算の範囲内で竹富町補助金等交付規則（昭和56年竹富町規則第4号）に基づき交付するものとする。

（景観アドバイザー）

第25条 条例第30条に規定する景観アドバイザーは、良好な景観の形成、建築物の意匠形態、色彩等に関する専門的知識を有する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 2 景観アドバイザーの任期は、2年以内とする。
- 3 景観アドバイザーは、再任されることができる。

（景観まちづくり活動団体の認定等）

第26条 条例第32条第1項に規定する規則で定める要件を満たすものとは、次に掲げる団体とする。

- (1) 景観まちづくりの普及及び啓発を行う団体又は景観まちづくりについて

自らが主体となって活動を行う団体

- (2) 景観まちづくりに関する活動実績がある団体
- (3) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えることを活動の目的としない団体

2 条例第32条第1項の規定による景観まちづくり活動団体の認定を受けようとする町民等の団体は、景観まちづくり活動団体認定申請書（第29号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動実績書
- (3) 会則
- (4) 構成員名簿
- (5) 活動内容の状況を示す書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、景観まちづくり活動団体を認定したときは、当該団体に景観まちづくり活動団体認定通知書（第30号様式）により通知し、公表するものとする。

4 景観まちづくり活動団体の認定期間は、前項の規定による認定の日から起算して2年間とする。

（景観まちづくり活動団体の認定変更及び解除）

第27条 前条第3項に規定する認定を受けた団体が、申請内容を変更する場合又は認定を解除する場合は、景観まちづくり活動団体変更・解除申請書（第31号様式）を速やかに町長に提出を行うものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の申出による認定内容の変更について準用する。この場合において、同条第2項中の「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

3 町長は、申請内容の変更又は認定を解除するときは、当該団体に景観まち



づくり活動団体認定変更・解除通知書（第32号様式）をもって通知するものとする。

（景観まちづくり活動団体の認定期間の延長）

第28条 景観まちづくり活動団体は、第26条第4項に規定する組織の認定期間を延長しようとするときは、当該認定期間満了日の2月前から1月前までの間において、景観まちづくり活動団体認定延長申請書（第33号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 第26条第1項及び第2項の規定は、景観まちづくり活動団体認定の認定期間の延長に準用する。
- 3 町長は、第1項の規定による認定期間の延長を認めたときは、景観まちづくり活動団体に対し、景観まちづくり活動団体認定延長通知書（第34号様式）をもって通知するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により、期間の延長を認めたときは、当該認定期間の満了する日の翌日から2年間まで認定期間を延長することができる。

（景観まちづくり活動団体の認定取消し）

第29条 条例第32条第3項の規定による認定を取り消すときは、当該団体に、景観まちづくり活動団体認定取消し通知書（第35号様式）をもって通知するものとする。

（委任）

第30条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月28日規則第19号）

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

別表1（第4条・第5条・第10条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（法第16条第1項第1号関係）	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	配置図 （縮尺1/200程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界 ⑤敷地内における届出に係る建築物等との位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置及び幅員 ⑩敷地及び道路の高低差 ⑪植栽樹木等の位置	緑地の割合などを表示すること。
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）			

	<p>⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置</p> <p>⑬外構施設の位置及び材料</p> <p>⑭ゴミ置場</p> <p>⑮現況写真の撮影位置及び撮影方向</p>	
各階平面図 (縮尺1/100程度)	<p>①縮尺</p> <p>②方位</p> <p>③寸法</p> <p>④開口部の位置</p>	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
2面以上の立面図 (縮尺1/100程度)	<p>①縮尺</p> <p>②寸法</p> <p>③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状</p> <p>④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)</p>	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができず、色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
2面以上の断面図 (縮尺1/100程度)	<p>①縮尺</p> <p>②寸法</p> <p>③開口部、附属設</p>	

		備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号関係）	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図（縮尺1/1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図	①縮尺	緑地の割合などを

	(縮尺1/1,000程度)	②方位 ③行為後ののり面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び緑地計画	表示すること。
	縦横断面図 (縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 (法第16条第1項第3号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の	

		位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後ののり面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び緑地計画	
	縦横断面図 (縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 屋外における物	付近見取図	①方位	物件の種類を表示

件の集積又は貯蔵（法第16条第1項第3号関係）		②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	すること。
	配置図 （縮尺1/500程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦隣接する道路の位置及び幅員 ⑧現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
6 特定照明（法第16条第1項第4号関係）	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	

	配置図 (縮尺1/500程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④照明の配置、高さ、照射方向、光量及び光の色 ⑤照射対象	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表2 (第7条関係)

工作物の種類	規模
1 擁壁、垣(生け垣を除く。)柵、塀その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
2 彫像、記念碑その他これに類するもの 3 煙突、排気塔その他これに類するもの 4 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これに類するもの 5 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、公告塔その他これに類するもの 6 高架水槽その他これに類するもの 7 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設 8 穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 9 汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その	1 高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ)が10メートル以下のもの 2 上記に係る工作物の外観の変更の範囲が1/2未満のもの



他これに類する施設	
10 墓園類	
11 電気供給又は有線電気通信のための電線塔、空中線（その支持物を含む。）その他これに類するもの	電気供給又は有線電気通信のための電線塔、空中線（その支持物を含む。）その他これに類するものうち、高さが20メートル以下のもの
12 太陽光発電設備等	築造面積が50平方メートル未満の場合

別表第3（第7条関係）

地区	対象となる行為	行為の種類	対象となる規模
竹富島	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全てのもの
準景観地区	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	塔状工作物
			壁状工作物
			その他工作物
		自動販売機	全てのもの
	太陽光パネル	全てのもの	
	開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で土地区画形質の変更	開発区域面積が100㎡を超えるもの

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
木竹の伐採	伐採面積が100㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積	高さが1.5mを超えるもの又は当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
特定照明（ライトアップなど）	全ての特定照明

年 月 日

竹富町景観計画区域内行為届出書

竹富町長 殿

住所  
届出者 氏名  
連絡先 印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況 ※1					
行為の場所	竹富町				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		<input type="checkbox"/>	木竹の伐採
景観形成のために配慮した事項	(竹富町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について、具体的に記入してください。)				
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者名 )				
竹富町受付 (竹富町記入欄)					

(その2)

		届出対象行為の内容			
		届出対象行為の種類・設計又は施工方法	用途		
敷地面積	m <sup>2</sup>		建築面積 ※4	m <sup>2</sup>	
延べ面積	m <sup>2</sup>		高さ ※4・※5	m(最高 m)	
構造 ※6			階数 ※6	地上階 / 地下階	
屋根の形状 ※7			屋根仕上材 ※7		
外壁の基本色 ※8	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )				
アクセント色 ※8	色相( ) / 明度( ) / 彩度( ) 各面の面積 東面( %)西面( %)南面( %)北面( %)				
屋根の色 ※8	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )				
建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( ) ] <input type="checkbox"/> その他 遮へい [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( ) ]				
緑地の割合 ※9	%				
中高木等の有無	有 ・ 無		駐車場の緑化	有 ・ 無	
模様替等の面積 ※10	m <sup>2</sup>				
工 作 物	用途				
	構造	造	築造面積	m <sup>2</sup>	
	高さ ※11	m	仕上材		
	外観の基本色	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )			
	模様替等の面積	m <sup>2</sup>			

(その3)

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	開発区域の面積	m <sup>2</sup>	
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> その他( )
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		緑地の割合	%
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の長さ
		m <sup>2</sup>	m
		緑地の割合	のり面又は擁壁の長さ
		%	m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積
		m	m <sup>2</sup>
木竹の伐採	目的	伐採面積	主な樹種
		m <sup>2</sup>	本

## 備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農地法、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、に印をつけて建築物、工作物にあっては該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。  
(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入してください。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。アクセント色とは、外壁の一部にアクセントとして用いる色です。
- ※9 緑地の割合欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第1に掲げる図書(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

竹富町景観計画区域内行為変更届出書

竹富町長 殿

住所  
届出者 氏名  
連絡先 印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の場所	竹富町	
設計又は施工の方法の変更の概要	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
※竹富町記入欄		

備考1 ※欄には記入しないでください。

備考2 設計又は施工方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

年 月 日

竹富町景観計画区域内行為事前協議書

竹富町長 殿

届出者 住所  
氏名  
連絡先 印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況 ※1					
行為の場所	竹富町				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		<input type="checkbox"/>	木竹の伐採
景観形成のために配慮した事項	(竹富町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について、具体的に記入してください。)				
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者名 )				
竹富町受付 (竹富町記入欄)					

(その2)

		届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	用途				
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積 ※4	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	高さ ※4・※5	m (最高 m)	
	構造 ※6		階数 ※6	地上階 / 地下階	
	屋根の形状 ※7		屋根仕上材 ※7		
	外壁の基本色 ※8	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
	アクセント色 ※8	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( ) 各面の面積 東面( %)西面( %)南面( %)北面( %)			
	屋根の色 ※8	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
	建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] <input type="checkbox"/> その他 遮へい [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]			
	緑地の割合 ※9	%			
	中高木等の有無	有 ・ 無	駐車場の緑化	有 ・ 無	
	模様替等の面積 ※10	m <sup>2</sup>			
工 作 物	用途				
	構造	造	築造面積	m <sup>2</sup>	
	高さ ※11	m	仕上材		
	外観の基本色	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
	模様替等の面積	m <sup>2</sup>			



(その3)

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積	m <sup>2</sup>
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> その他( )
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		緑地の割合	%
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の長さ
		m <sup>2</sup>	m
		緑地の割合	のり面又は擁壁の長さ
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積
		m	m <sup>2</sup>
木竹の伐採	目的	伐採面積	主な樹種
		m <sup>2</sup>	本

## 備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農地法、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、に印をつけて建築物、工作物にあっては該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。  
(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入してください。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。アクセント色とは、外壁の一部にアクセントとして用いる色です。
- ※9 緑地の割合欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあっては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第1に掲げる図書(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内における行為の制限の適合通知書

年 月 日付で届出のあった行為については、竹富町景観計画に定められた当該行為の制限に適合していますので通知します。

行為の場所	竹富町
行為の種類	
景観計画区域内における行為届出日	年 月 日
備 考	

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為設計変更等勧告書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

設計変更等勧告の対象となる行為	
勧告の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

年 月 日

竹富町景観計画区域内行為通知書

竹富町長 殿

住所  
届出者 氏名  
連絡先  
印

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

他法令による地区指定等の状況 ※1					
行為の場所	竹富町				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更			
景観形成のために配慮した事項	(竹富町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について、具体的に記入してください。)				
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者名 )				
竹富町受付 (竹富町記入欄)					

(その2)

		届出対象行為の内容			
		用途			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	建築物	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積 ※4	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	高さ ※4・※5	m (最高 m)
		構造 ※6		階数 ※6	地上階 / 地下階
		屋根の形状 ※7		屋根仕上材 ※7	
		外壁の基本色 ※8	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )		
		アクセント色 ※8	色相( ) / 明度( ) / 彩度( ) 各面の面積 東面( %) 西面( %) 南面( %) 北面( %)		
		屋根の色 ※8	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )		
		建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( ) ] <input type="checkbox"/> その他 遮へい [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( ) ]		
		緑地の割合 ※9	%		
		中高木等の有無	有 ・ 無	駐車場の緑化	有 ・ 無
		模様替等の面積 ※10	m <sup>2</sup>		
	工作物	用途			
構造		造	築造面積	m <sup>2</sup>	
高さ ※11		m	仕上材		
外観の基本色		色相( ) / 明度( ) / 彩度( )			
模様替等の面積		m <sup>2</sup>			

届出対象行為の内容				
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積	m <sup>2</sup>	
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅 (区画) (最小区画面積	m <sup>2</sup> )
			<input type="checkbox"/> その他 ( )	
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	緑地の割合	%		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の長さ	
		m <sup>2</sup>	m	
		緑地の割合	のり面又は擁壁の長さ	
		%	m	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積	
		m	m <sup>2</sup>	

## 備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農地法、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、□に✓印をつけて建築物、工作物にあっては該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に回答し得る者について記入してください。  
(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入してください。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。アクセント色とは、外壁の一部にアクセントとして用いる色です。
- ※9 緑地の割合欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第1に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為協議書

景観法第16条第6項の規定により、 年 月 日付けで提出された通知書の行為  
に関し、下記のとおり協議を求めます。

通知のあった行為	
協議事項	
備 考	

第8号様式（第11条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為設計変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第1項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第102条第1項の規定により、罰金に処されることがあります。

設計変更等命令の対象となる行為	
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	



第9号様式（第11条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので通知します。

届出のあった行為	
延長する期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長の理由	

第 10 号様式（第 11 条関係）

第 年 月 号  
日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為原状回復等命令書

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第 17 条第 5 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 101 条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

原状回復等命令の 対象となる行為	
命令の理由	
とるべき措置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

竹富町景観計画区域内行為状況等報告書

竹富町長 殿

住所  
届出者 氏名 印  
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第 17 条第 7 項の規定により、変更命令等を受けたその後の措置の状況を次のとおり報告します。

行為の場所	竹富町
行為の種類	
変更命令等の内容	
措置の実施状況	

第 12 号様式 (第 12 条関係)

第 年 月 号  
年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり同条第 1 項に規定する期間を短縮したので通知します。

行為の場所	竹富町
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
行為の種類	
届出者	住所 氏名
行為を着手することができる日	年 月 日
備考	

第 13 号様式（第 13 条関係）

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為設計変更等指導書

竹富町景観条例第 18 条第 1 項の規定により、 年 月 日までに次の措置をとるよう指導します。

行為の場所	竹富町
行為の種類	
指導の内容	
備考	

第 14 号様式(第 15 条関係)

第 年 月 号  
日

殿

竹富町長

印

### 竹富町景観計画区域内行為設計変更等要請書

竹富町景観条例第 19 条の規定により、 年 月 日までに次の措置  
をとるよう要請します。

行為の場所	竹富町
行為の種類	
要請の内容	
備 考	

竹富町景観計画区域内塗装行為承認申請書

竹富町長 殿

住所  
申請者 氏名  
連絡先 印

竹富町景観条例第 20 条の規定により、次のとおり申請します。

塗装行為の場所	竹富町			
塗装行為の種類				
塗装行為の届出日 又は通知日	年	月	日	
景観条例施行規則 第 6 条の適合通知書	第	号	年 月 日	
塗装行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日	
塗装行為の内容	<input type="checkbox"/> 適合通知を受けた内容から変更なし			
	<input type="checkbox"/> 適合通知を受けた内容から変更あり又は使用色未定			
	外壁	基調色	色相 ( ) 明度 ( ) 彩度 ( )	
		補助色	色相 ( ) 明度 ( ) 彩度 ( )	
		アクセント色	色相 ( ) 明度 ( ) 彩度 ( )	
			各立面の使用面積 東 ( % ) 西 ( % ) 南 ( % ) 北 ( % )	
	屋根	色相 ( ) 明度 ( ) 彩度 ( )		
その他	箇所名 ( ) 色相 ( ) 明度 ( ) 彩度 ( )			
申請内容の照会先	住所 事業所等名 連絡先 (担当者 )			
竹富町記入欄				

備考 適合通知書を受けた内容から変更又は使用色未定の場合は、塗装計画を施した各立面図（基調色等の使用割合を表示）を添付してください。

第 16 号様式（第 16 条関係）

第 年 月 号  
日

殿

竹富町長

印

### 景観計画区域内塗装行為承認通知書

年 月 日付けで届出又は通知のあった竹富町景観条例第 20 条の規定による承認申請について、下記のとおり承認したので、竹富町景観条例施行規則第 16 条 2 項の規定により通知します。

塗装行為の場所	竹富町			
塗装行為の種類				
塗装行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
附帯意見	<input type="checkbox"/> 特になし			
	<input type="checkbox"/> 下記の事項について配慮・検討してください。			



殿

竹富町長

印

景観計画区域内塗装行為不承認通知書

年 月 日付で届出又は通知があった竹富町景観条例第 20 条の規定による承認申請について、以下の理由により不承認としますので、竹富町景観条例施行規則第 16 条第 2 項の規定により通知します。

塗装行為の場所	竹富町		
塗装行為の種類			
塗装行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日	年 月 日
不承認の理由			

（教示）

- この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、竹富町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、竹富町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

景観計画区域内行為完了届

竹富町長 殿

住所  
届出者 氏名  
連絡先 印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出た行為を完了したので、次のとおり届け出ます。

他法令による 地区指定等の 状況					
行為の場所	竹富町				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類 ※ 1 ※ 2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・ 外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・ 外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する 開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再 生資源その他物件の堆積	
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採 掘その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/>	木竹の伐採	
景観形成のため に配慮した 事項	(竹富町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について、具体的に記入してください。)				
届出内容の 照会先	住所 事業所名 連絡先	(担当者名 )			
竹富町記入欄 ※ 3					

- 備考 1 「行為の場所」、「行為の種類」の欄は、該当する□にチェックをつけてください。  
2 行為の完了に係る届出には、当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別することができるものに限る。）を添付してください。  
3 竹富町記入欄には、記入しないでください。

景観重要建造物等指定提案書

竹富町長 殿

住所  
提案者 氏名  
連絡先 印

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

第20条第1項若しくは第2項 景観重要建造物  
景観法 第29条第1項若しくは第2項 の規定に基づき、景観重要樹木 の指定につい  
て、次のとおり提案します。

提案に係る建造物又は 樹木の所在地	竹富町
提案に係る建造物又の 名称又は樹木の樹種	
提案の理由(景観上の重 要性など)、指定の基準 及び指定の方針に該当 する事由	
提案に係る建造物の外 観又は樹木の樹容の特 徴及び提案理由	
提案内容に係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号
備 考	

※ 添付書類

- (1) 当該建造物の敷地及び位置又は当該樹木が存する土地及び当該樹木の位置並びにその周辺  
の状況を示す縮尺 2500 分の 1 以上の図面
- (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物又は当該樹木の写真
- (3) 当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たこ  
とを証する書類

第 年 月 日 号

殿

竹富町長

印

景観重要建造物等指定の提案に係る結果通知書

年 月 日付けで提出された景観重要建造物等指定の提案については、次のとおり 景観重要建造物 に 指定する こととしたので、景観法 第20条第3項 に 景観重要樹木 に 指定しない こととしたので、景観法 第29条第3項 に 基づき通知します。

提案に係る建造物又は樹木の所在地	竹富町
提案に係る建造物の名称又は樹木の樹種	
提案に係る建造物又は樹木を指定しないこととした理由	

第 21 号様式（第 19 条関係）

第 年 月 日 号

殿

竹富町長

印

### 景観重要建造物等指定通知書

景観法 第19条第1項 の規定により、景観重要建造物 に指定しましたので、同法 第21条第1項第30条第1項 の規定により、次のとおり通知します。

指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地	竹富町
景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の住所・氏名	住所 氏名
指定理由となった建造物の外観又は樹木の樹容の特徴	
(景観重要建造物のみ) 景観法第 19 条第 1 項の景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲	

景観重要建造物等現状変更許可申請書

竹富町長 殿

住所  
申請者 氏名  
連絡先

印

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

第22条第1項  
景観法 第31条第1項 の規定により、次のとおり現状変更の許可申請をします。

指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
行為の種類	景観重要 建造物 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更する模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	景観重要 樹 木 <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植
行為の場所	竹富町
設計又は設計方法	
行為の期間	着手予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日

※ 添付書類

- (1) 当該申請に係る景観重要建造物の行為の設計仕様書及び設計図又は道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- (2) 当該景観重要建造物の敷地及び位置又は当該景観重要樹木の位置並びにその周辺の状況を示す縮尺 2500 分の 1 以上の図面
- (3) 当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木の位置及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

第 年 月 日 号

殿

竹富町長

印

景観重要建造物等現状変更許可等通知書

年 月 日付けで提出された景観重要建造物等の現状変更の許可申請  
については、次のとおり 許可する こととしましたので、次のとおり通知します。  
許可しない

指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日	
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種		
行為の種類	景観重要 建造物	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更する模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	景観重要 樹木	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植
行為の場所	竹富町	
設計又は設計方法		
許可に必要な条件又は 許可しない理由		
その他特記事項		

第 年 月 日 号

殿

竹富町長

印

### 景観重要建造物等指定解除通知書

景観法 第27条第1項又は第2項 第35条第1項又は第2項 の規定により、景観重要建造物 景観重要樹木 の指定を解除しましたので、第27条第3項 第35条第3項 の規定により、次のとおり通知します。

指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所在地	竹富町
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所有者の 住所・氏名	住所 氏名
指定理由となった建造物 の外観又は樹木の樹容の 特徴	
(景観重要建造物のみ) 景観法第 19 条第 1 項の景 観重要建造物と一体とな って良好な景観を形成し ている土地その他の物件 の範囲	



景観重要建造物等管理協定（変更）認可申請書

竹富町長 殿

申請者 住所  
氏名  
連絡先 印

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法 第 36 条第 3 項 第 40 条 の規定により、次のとおり管理協定の 認可 変更認可 を申請します。

管理協定の名称	
管理区域の地名又は地番	竹富町
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
管理の方法に関する事項	
管理協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
管理協定に違反した場合 の措置	
その他特記事項 （変更理由等必要に応じ て記入）	

※ 添付書類

- （1）管理協定の協定書の写し（変更の場合にあっては、変更後の協定書）
- （2）その他市長が必要と認める書類

第 26 号様式（第 22 条関係）

第 年 月 日  
号

殿

竹富町長

印

景観重要建造物等管理協定（変更）認可決定等通知書

年 月 日付けで申請のあった管理協定の認可  
変更認可 について、次  
のとおりに認可することと決定しましたので、通知します。

管理協定の名称	
認可番号	第 号
認可（不認可）年月日	年 月 日
（不認可の場合）理由	
その他特記事項	

景観重要建造物等所有者変更届

竹富町長 殿

届出者 住所  
氏名  
連絡先

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第 43 条の規定により、次のとおり 景観重要建造物 景観重要樹木 の所有者を変更したので届け  
出ます。

景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹 種	
指定番号及び指定年月 日	建・樹 第 号 / 年 月 日
旧所有者の住所・氏名	住所 氏名
新所有者の住所・氏名	住所 氏名

※ 添付書類

- (1) 登記事項証明書その他の景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更になったことが分かる書類
- (2) 新たに所有者となった者の同意が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

風景づくり活動助成等申請書

竹富町長 殿

住所  
申請者 氏名  
連絡先 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

竹富町景観条例第 27 条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

助成等の種類	<input type="checkbox"/> 風景づくり活動経費に対する助成 <input type="checkbox"/> 風景づくり活動の実施に必要な材料等への助成 <input type="checkbox"/> その他（ ）
助成等の目的 及びその理由	
助成等が必要 な 具体的内容	

※ 助成等の種類の欄には、□に印をつけて、その他については、良好な景観形成に寄与されると認められる行為について具体的に記入してください。

※ 添付書類

- (1) 助成等を必要とする活動内容を記した実施計画書（任意様式 用紙はA4サイズ）
- (2) その他町長が必要と認める事項

景観まちづくり活動団体認定申請書

竹富町長 殿

住 所  
代表者 氏 名  
連絡先  
印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

竹富町景観条例第 32 条第 1 項の規定による景観まちづくり活動団体の認定を受けるため、  
下記のとおり申請します。

景観まちづくり 活動団体の名称	
構成員及び 代表者	
活動目的	
活動内容	
活動の期間等	団体の発足 年 月 活動期間（定められている場合のみ） 年 月 日 ～ 年 月 日

第 30 号様式（第 26 条関係）

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 景観まちづくり活動団体認定通知書

竹富町景観条例第 32 条第 1 項の規定により、下記の団体を認定します。

認定番号	
景観まちづくり活動団体の名称	
認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請内容の変更履歴等	

景観まちづくり活動団体変更・解除申請書

竹富町長 殿

住 所  
代表者 氏 名 印  
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

竹富町景観条例施行規則第 27 条第 1 項の規定により、下記の団体の登録内容の変更・解除を申し出ます。

景観まちづくり 活動団体の名称	
認定番号	
申請の目的	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 解 除
申請の理由	

登録内容の変更の場合、以下の項目にその内容を記入してください。

項 目	変更前	変更後

第 32 号様式 (第 27 条関係)

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 景観まちづくり活動団体認定変更・解除通知書

年 月 日 をもって、下記の団体の認定の変更又は解除します。

景観づくり活動団体の名称	
認定番号	
通知の目的	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
変更又は解除理由	

登録内容の変更については以下のとおりです。

項目	変更前	変更後



景観まちづくり活動団体認定延長申請書

竹富町長 殿

住 所  
代表者 氏 名  
連絡先  
印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

竹富町景観条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により、下記の団体の認定期間の延長を申し出ます。

認定番号	
景観まちづくり活動団体の名称	
現在の認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
延長を申請する認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第 34 号様式（第 28 条関係）

第 年 月 日  
号

殿

竹富町長

印

### 景観まちづくり活動団体認定延長通知書

竹富町景観条例施行規則第 28 条第 3 項の規定により、下記の団体の認定期間の延長を認めます。

認定番号	
景観まちづくり活動団体の名称	
現在の認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
延長後の認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第 35 号様式（第 29 条関係）

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 景観まちづくり活動団体認定取り消し通知書

年 月 日 をもって、竹富町景観条例第 32 条第 3 項の規定により、  
下記の団体の認定を取り消します。

認定番号	
景観まちづくり活動団体の 名称	
認定取消しの 理由	

備考 認定の取り消しに関する竹富町景観審議会の意見については、別添の書類を参照してください。

第1号様式 (第4条関係)  
第2号様式 (第4条関係)  
第3号様式 (第5条関係)  
第4号様式 (第6条関係)  
第5号様式 (第9条関係)  
第6号様式 (第10条関係)  
第7号様式 (第10条関係)  
第8号様式 (第11条関係)  
第9号様式 (第11条関係)  
第10号様式 (第11条関係)  
第11号様式 (第11条関係)  
第12号様式 (第12条関係)  
第13号様式 (第13条関係)  
様式第14号 (第15条関係)  
様式第15号 (第16条関係)  
様式第16号 (第16条関係)  
様式第17号 (第16条関係)  
様式第18号 (第17条関係)  
様式第19号 (第18条関係)  
様式第20号 (第18条関係)  
様式第21号 (第19条関係)  
様式第22号 (第20条関係)  
様式第23号 (第20条関係)  
様式第24号 (第21条関係)  
様式第25号 (第22条関係)  
様式第26号 (第22条関係)  
様式第27号 (第23条関係)

様式第28号 (第24条関係)

様式第29号 (第26条関係)

様式第30号 (第26条関係)

様式第31号 (第27条関係)

様式第32号 (第27条関係)

様式第33号 (第28条関係)

様式第34号 (第28条関係)

様式第35号 (第29条関係)